

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年6月28日（平成30年（行個）諮問第111号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行個）答申第213号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書1ないし文書30（以下、順に「文書1」ないし「文書30」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月26日付け○総庶第185号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

虐待にあたるかの調査結果が「不明確」と法務局から連絡があった事に対して、相談者であり当事者であり被害者がその経緯を知りたいと思うのは当たり前であり、法務局が調査内容を何も教えられないとその横柄な対応に怒りを覚えました。被害者の知る権利を無視した法務局の対応に対して、法務局の調査の内容、例えば、施設側が法務局の質問に対してどう答えたか、真実を述べているかを被害者が知らなければ真実が闇の中に葬り去られてしまいます。

なぜ施設の医者が、相談者が毎日親の介助に行った事に対して母親の入所後一週間くらいで「迷惑だ」と言ったのか（施設の不適切な対応を見られて、通報される事を恐れたか）、母親の爪を切るのになぜわざわざお風呂場で切ったのか、通常は、お風呂場の外で看護師が爪を切る為に待機している（家族が止めに入るのをさせない為だとしたら非常に悪質である。）、なぜ家族に相談もなく、母親の爪を無理矢理切ったのか（母親のわめくような嫌がっている声が聞こえていた。）、そして看護師たちは「しょうがない」と言って母親の爪を無理矢理切ったことを認

めている。なぜ、施設の医者が一日2回のもので初めて効果のある特定疾病の薬を朝一回しかのませなかったのか（特定疾病の治療に当たった医者はなぜ薬を変えたのかと言っている。そして施設退所が3か月後に特定疾病を再発した。）。以上の事から法務局の調査結果が「不明確」というのは、どこかで真実が述べられていないと思います。嫌がるのを無理矢理押さえ付けて爪を切る事が虐待でないとしたら、何が虐待に当たるのでしょうか。人権侵犯事件記録の全部開示（黒塗り部分）を求め、真実を述べられているかを知る権利をもって、知りたいと思います。

宜しく申し上げます。今だに、謝罪の言葉もなく心が晴れることはありません。

(2) 意見書

虐待が疑わしい施設の法務局による調査結果が「不明確」で通知があった事で、法務局と施設のどのような「やりとり」でそのような結果になったのかを当然知りたいと思うのは、相談者であり、被害者であり当事者であれば当たり前であるのに、法務局が内容について何も教えられないという横柄な対応をされた事に怒りを覚えます。個人情報も大切かもしれませんが「知る権利」も相談者であり被害者であり当事者も持っており、本当に施設側が真実を語ったかの疑問があります。施設側が虐待について語った事が外にもれないのであれば、うそをついたとしても、全く真実が分からず、相談者であり被害者が、真実を知っているのに、法務局が、内容を何も相談者であり被害者に教えなければ、何が真実か全く分からなくなってしまいます。それで、人権侵犯事件記録の全部開示決定をお願いし、真実かどうかを知りたいと思います。

宜しく申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、特定地方法務局本局が保有している、特定年月日を開始日とする、開示請求者に係る人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）記録一式（以下「本件人権侵犯記録」という。）である。

処分庁は、下記4の理由により、平成30年4月26日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け○総庶第185号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事

実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った平成30年4月26日付け部分開示決定処分を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である本件人権侵犯事件の調査記録（本件人権侵犯事件記録）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録の中には、審査請求人以外の関係者からの事情

聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とするものの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (3) 本件人権侵犯事件記録の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURL（当審査会注：URLは、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、識別するための符号である。以下同じ。）（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分については、別表のとおりである。

別表中、「不開示理由」欄の(1)ないし(4)は、不開示理由が上記4(1)ないし(4)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年6月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月17日 | 審議 |
| ④ 同月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成31年1月11日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年2月15日 | 審議 |
| ⑦ 同年3月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件人権侵犯事件記録に記録された本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1ないし文書30に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、別表の「開示・不開示」欄のとおり、そのうちの7文書（文書2，文書4，文書6，文書11，文書13，文書14及び文書28）に記録された保有個人情報については全部開示し、その余の23文書に記録された保有個人情報については、その一部又は全部（不開示部分は別表の「不開示部分」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。なお、不開示理由は別表の「不開示理由」欄のとおりであり、同欄の(1)ないし(4)は、上記第3の4(1)ないし(4)の諮問庁の不開示理由の説明に順次対応する。）が法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に

該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書について

本件対象保有個人情報が記録された文書（本件人権侵犯事件記録）は、別表のとおり、人権侵犯事件記録表紙（文書1）を先頭に、決裁用紙（文書2等）、特別事件開始報告書（文書8等）、処理計画書（文書10）、人権相談票（文書11等）、特別事件調査結果報告書（文書12）、電話聴取書（文書14）等の計30文書から構成されており、その記載内容から、これらの文書は、審査請求人が特定年月に特定地方法務局特定支局に申告した、審査請求人及び審査請求人の母親に係る本件人権侵犯事件の処理に関する記録（本件人権侵犯事件記録）であると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①文書3の全部、②文書5の決裁欄以外の部分、③文書7の全部、④文書8及び文書9の「参考事項」欄及び「調査計画」欄の各全部、⑤文書10の開始報告書作成日、聴取関係欄の一部、調査結果報告書欄の一部及び調査に関する問題点等欄の全部、⑥文書12の「処理方針」欄及び「参考事項」欄の各全部、⑦文書12の「理由」欄の全部及び目録欄の一部、⑧文書24の「調査結果」欄の全部、⑨文書26の件名欄及びメール本文の各一部並びに⑩文書27の全部には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

そして、上記の不開示部分を不開示とした理由は、上記第3の4（1）のとおりである。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定地方法務局及び同局特定支局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、当該事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記載されていると認められる。

そして、人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い

上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程や、そこにおいて出された意見・評価又は心証等の情報が開示されることになると、法務局の職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められ、上記ア⑦及び⑧につき同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている部分について（既に検討済みの部分を除く。）

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①文書15ないし文書23の聴取場所、被聴取者欄の各一部及び「聴取事項」欄の各全部、②文書24の相手方氏名、③文書25の全部並びに④文書29の参考事項欄の一部には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報及び審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。

そして、上記の不開示部分を不開示とした理由は、上記第3の4(2)のとおりである。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定の人権侵犯事件において、特定地方法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記載されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、当該不開示部分に記載された情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証

拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず、当該申立人や被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分が開示されれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (4) 審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている部分について（既に検討済みの部分を除く。）

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①文書1の相手方欄の一部、②文書12の「相手方」欄及び「申告等の概要」欄の各一部並びに③文書30の「相手方」欄の一部には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

そして、上記の不開示部分を不開示とした理由は、上記第3の4（3）のとおりである。

イ 検討

上記アの不開示部分には、特定の人権侵犯事件において、特定地方法務局が立件した相手方の氏名を始め、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報等が含まれていると認められる。

そして、上記（3）イでみたとおりの人権侵犯事件の調査の特質等に照らせば、これらの情報が開示された場合、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに協力することも拒否するようになり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、同条2号について判断するま

でもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 法務局に設置されている専用端末に関するURLが含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、文書26に記載された標記のURLは、一般には公開されていないものであり、これを不開示とした理由は、上記第3の4(4)のとおりである。

イ 検討

文書26の下部に、URLの一部とみられる情報が記載されていると認められる。そして、その記載内容から、当該URLについては、法務省内部のネットワークに関するものであると認められ、この情報が一般に公開されているといった特段の事情も見当たらないことからすると、諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別表 本件対象保有個人情報記録された文書並びに不開示部分及び不開示理由

特定地方法務局が保有している、特定年月日を開始日とする、開示請求者に係る人権侵犯事件記録一式

(本件人権侵犯事件記録。具体的には下記の文書1ないし文書30である。)

文書番号	通し番号	保有個人情報が記録された文書	開示・不開示	不開示部分	不開示理由
文書1	1	人権侵犯事件記録表紙	△	相手方欄の一部	(3)
文書2	2	決裁用紙	○		
文書3	3, 4	文書(案)	×	全部	(1)
文書4	5	決裁用紙	○		
文書5	6~26	文書(案)	△	決裁欄以外の部分	(1)
文書6	27	決裁用紙	○		
文書7	28	文書(案)	×	全部	(1)
文書8	29, 30	特別事件開始報告書	△	「参考事項」欄及び「調査計画」欄の各全部	(1)
文書9	31, 32	特別事件開始報告書	△	「参考事項」欄及び「調査計画」欄の各全部	(1)
文書10	33	処理計画書	△	開始報告書作成日、聴取関係欄の一部、調査結果報告書欄の一部及び調査に関する問題点等欄の全部	(1)
文書11	34	人権相談票	○		
文書12	35~44	特別事件調査結果報告	△	「相手方」欄及び「申告等の概要」欄の各一部	(3)

		書		「処理方針」欄及び「参考事項」欄の各全部	(1)
				「理由」欄の全部及び目録欄の一部	(1) (2) (3)
文書 13	45	人権相談票	○		
文書 14	46	電話聴取書	○		
文書 15	47～50	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 16	51～54	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 17	55～57	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 18	58～60	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 19	61，62	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 20	63～64	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 21	65，66	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 22	67～69	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)
文書 23	70～72	聴取報告書	△	聴取場所，被聴取者欄の一部及び「聴取事項」欄の各全部	(2) (3)

文書 24	73	調査報告書	△	相手方氏名	(2)
				「調査結果」欄の全部	(3)
文書 25	74～77	文書	×	全部	(1) (2) (3)
文書 26	78	メール文書	△	件名欄及びメール本文の各一部	(1)
			△	URL	(4)
文書 27	79	文書(案)	×	全部	(1)
文書 28	80	文書	○		
文書 29	81, 82	事件処理報告書	△	参考事項欄の一部	(2)
文書 30	83～84	特別事件処理報告書	△	「相手方」欄の一部	(3)

(注) 「開示・不開示」欄の「○」は全部開示されたことを、「△」は一部開示されたことを、「×」は全て不開示とされたことをそれぞれ表す。